江戸川小学校・下鎌田東小学校
第５回　新校準備委員会（校章・校歌等検討部会）　議事録（要旨）

【日　時】

令和８年 10 月 28 日（水）18 時 30 分～19 時 35 分

【場　所】

江戸川小学校　１階　会議室

【説明内容】

新校準備委員会における検討事項について

○今後は校章・学用品・校歌の順に検討すること及びそれぞれの検討方針を説明。

○統合時の在校生については、通学帽を区から支給する予定のため、来年度初旬に各校でサイズ調査を行う。

校章の制作スケジュールについて

○校章は両校の児童、保護者、地域の方が親しみを持てるように対等な統合校としてふさわしいデザインにする。

○両校とデザインコンセプトを検討したうえでデザイン制作業者へ制作を依頼し、今年度中に完成を目指す。

校章案の比較について

○デザイン制作業者が制作したデザイン案を提示し、それぞれの特徴を説明。

学用品について

○現状の両校の学用品と統合後の学用品方針について説明。

○通学帽以外の学用品は原則自由化し、できる限り現在使用している学用品を継続して使用できるよう検討する。

校歌の制作について

○校歌制作は外部の専門家への依頼を検討していることを説明。

○本区の直近で統合した学校での校歌制作経緯を参考として紹介。

統合後の通学区域について

○統合校の通学区域について、原則は両校の区域を併せる形を検討している旨を説明。

【意見交換内容】

・校章に入れる校名の書体は、はっきりとわかりやすいフォントが良い。

・鳥のデザインは両校の校章にはない新しいイメージとして魅力がある一方、従来の校章を継承していないとも受け取れる。しかし、統合校として新たなデザインを取り入れるという意味では良い。

・校章には「小」の文字だけよりも「江戸川」と校名が入っているほうが良い。

・校章は複雑でわかりにくいデザインは避けるべき。

・新しい校章は「江戸川」の文字と下鎌田東小の「菊」はわかりやすくデザインされていると良い。

・校章案の選定は学校や事務局を中心に本会のメンバーで選定する方針で良いか。（事務局）
⇒反対意見なし。

・上履きの色指定はないのか。
⇒統合校の上履きの色指定は今のところ想定していない。現在両校で使用しているものがそのまま使えるようにしたいと考えている。（事務局）

・統合後は学用品の取扱店が変わる予定はあるのか。
⇒統合後は別の学用品店へ変更する予定である。保護者の負担を軽減するために、学用品のネット販売にも対応できるよう検討している。（事務局）

・下鎌田東小は名札を使用しておらず、特に名札がないことで不都合は生じていないことから、統合後は名札を使用しない方針としたいがよろしいか。（事務局）
⇒反対意見なし。

・校歌については、過去に校歌制作の実績を有し、本区との関わりもある外部の専門家へ作詞・作曲を依頼することを検討しているがよろしいか。（事務局）
⇒反対意見なし。

・新しい通学路については、事前に学校が通学路の設定を行い、その後に警察や区職員、学校関係者も立会で通学路点検を行う。可能な限り安全なルートで子どもたちが登下校できるよう検討する。（事務局）

・統合校の通学区域については特段地域の方から変更の要望がなければ、原則両校の通学区域を併せる形となる。なお、統合校の引越しに伴う一時的な通学区域の変更を認めることは難しい。（事務局）

⇒通学距離が長くなる児童も出てしまうが、通い慣れたところが良いと思うので、両校の通学区域を併せる形で良い。

・統合に伴い、在籍している児童が近隣校へ転校することは認められるのか。

⇒現時点で他校へ転校を認めることを約束することはできない。そのため、実際に保護者から相談があった場合には、学校の受入状況等を踏まえ、個別に検討する。（事務局）

【協議結果・今後の対応】

（校章）

・「江戸川」の文字をわかりやすく表現すること

・モノクロ使用時の視認性を考慮すること

・初めて見た人や児童にもわかりやすいデザインとすること

主に以上の意見を踏まえて、再度デザイン業者へ修正を依頼する。その後、再度本会で意見交換、もしくは郵送でメンバーから意見を聞く機会を設ける。

（校章選定方法）

・本会において校章を選定する方向で進める

（学用品）

・校章デザイン選定後に両校と相談して通学帽の校章刺繍カラーを選定する

・統合校において上履きの色指定は行わない方向で検討する

・現在両校で使用している上履きは統合後も継続して使用できるよう配慮する

・統合校では名札を使用しない方針とする

（校歌制作）

・校歌制作の実績を有し、本区との関わりもある外部の専門家へ作詞・作曲を依頼する

（通学区域）

・統合校の通学区域は、原則として両校の現行通学区域を合わせる方向で進める

・転校や指定校変更の相談があった場合は、学校側と協議しながら対応する

以上